

指定管理者の選定審査の進め方

1 審査の進行方法

下記(1)から(4)の順番により審査する。

(1) 施設の概要

- ① 説明 ② 質疑応答

(2) 応募団体の概要

- ① 説明 ② 質疑応答

(3) 審査

審査（比較）表（下記①から⑥の審査項目を、説明、質疑応答、評点を行う。）

- ① 施設の管理運営に関する基本的な考え方 ② 管理運営体制
③ 管理運営計画 ④ 維持管理計画 ⑤ 事業収支計画 ⑥ その他

(4) 順位の決定（公募施設）

- ① 評点の集計 ② 討論 ③ 総合評価

⇒優先交渉者を決定

2 審査項目と配点

(1) 審査基準

応募者から提出のあった事業計画書等を、次の基準に基づき審査します。

【全 般】

- ア 利用者の平等利用の確保及び個人情報の保護がされているか。
- イ 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものとなっており、合わせて管理に係る経費の縮減が図られるものとなっているか。
- ウ 事業計画書に沿った管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか。
- エ 事業計画の内容が施設の設置目的及び業務内容を理解したものとなっており、創意工夫や積極性が見られ、具体的であるか。

(2) 審査項目及び配点 ※創造の杜交流館の場合

審 査 項 目		配 点
1	施設の管理運営に関する基本的な考え方	30
	1 施設の管理運営の基本的な考え方	15
	2 施設の設置目的に関する考え方	10
	3 個人情報保護対策	5
2	管理運営体制	30
	1 実施体制	10
	2 職員研修	5
	3 危機管理対策等	10
	4 管理実績	5
3	管理運営計画	70
	1 指定事業計画	30
	2 自主事業計画	20
	3 広報・利用促進計画	20
4	維持管理計画	20
	1 施設及び設備の維持管理・保守点検計画	10
	2 清掃計画	5
	3 警備計画	5
5	事業収支計画	40
	1 収支計画	10
	2 指定管理料	30
6	その他	10
	1 審査項目1～5以外で特にPRできること。	10

※合計点の約60%が合格点の基準の目安となります。